

○事務局 皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、平成28年度地域公共交通会議を開催します。

それでは、開催に当たりまして、引き続き会長もお願いしております、兵庫県福祉のまちづくり研究所の北川会長よりご挨拶のほう、よろしくお願いします。

○会長 皆さん、おはようございます。三田市の地域公共交通会議は久しぶりなんですけれども、しばらくやってない間に本当いろんなことがあるんじゃないかと思います。三田市におきましても、全課題的には人口が減少しててバスの利用者も少なくなって、維持と活性化をどうしようかという話をかねてからずっとやってまいりましたし、特に田園部とか郡部の交通の支線の問題とか、そんな話もしてきたかと思います。

この間に、立地適正化をどうしようかとか、私なんかバリアフリーの話とか、結構いろいろ動いておりまして、公共交通を巡る環境というのは更に強化しなきゃいけない、充実させなきゃいけないという反面、どのように効率的にやってくかということも踏まえて、いろんな価値を見いだしていこうという、そういう時代にどうも差しかかったみたいですね。そういう意味では、今日は公共交通会議、20分で終わって、次の新しい展開をとということです、その辺もあわせてよろしくお願いいたします。

それでは、まず事務局のほうからご説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 会長、ありがとうございます。そうしましたら、引き続き事務局のほうで進めさせていただきます。

委員につきましては昨年度に引き続きご依頼させていただいておりますが、28年度初めての会議となりますので、委嘱状のほうを机の上に配布させていただいております。皆さん、ご確認のほうをよろしくお願いいたします。

それと、本日の出席者につきましては、2ページ目の資料になると思いますが名簿のほうで確認のほうをお願いいたします。なお、本日、神戸運輸管理部のほうから吉本様のかわりに和田様、兵庫県バス協会のほうから中澤様のかわりに水田様ということで代理出席いただいております。

それでは、皆さん、ご確認のほう、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして配布資料の確認のほうを行いたいと思います。本日の会議でございますが、次第のとおり報告事項といたしまして、地域公共交通会議の法定協議会への移行についてでございます。

資料につきましては、事前に郵送しております、次第、配席表、委員名簿、協議事項資料1ということになっております。皆様の資料のほう、よろしいでしょうか。もし、おそろいでない方、挙手願いましたら配布いたしますので。

はい、よろしいでしょうか。

それでは、会長様、議事進行のほうをよろしくお願いいたします。

○会長 それでは始めたいと思いますけれども、まず最初にやらなきゃいけないことは、本日の出席委員数の確認でございます。まずご報告のほう、お願いします。

○事務局 それでは、本日の出席委員数につきましては、委員総数14人に対しまして、12名の出席となっております。

会議設置要綱に基づく会議の成立は、委員総数の1/2以上となっておりますので、本日の会議は成立していることをご報告いたします。なお、本会につきましては、会議設置要綱の規定に基づきまして、原則、公開としております。本日、7名の方が傍聴されていることをご報告申し上げます。

それでは、会長、よろしく願いいたします。

○会長 はい、ありがとうございます。それでは、議事次第に従いまして進めていきたいと思いますが、次第の4番です。今回、報告事項ということで、三田市地域公共交通会議の法定協議会の移行についてということです。公共交通会議から新たに協議会へというふうなお話ですので、ご説明いただいて質疑をしたいと思います。

それでは、まずご説明よろしく願いいたします。

○事務局 では、操作の関係上、こちらのほうから失礼させていただきます。三田市地域戦略室交通政策課の高寺でございます。よろしく願いいたします。

それでは、本日の報告事項といたしまして、三田市地域公共交通会議の法定協議会への移行について、ご報告をさせていただきます。報告事項資料1をごらんください。また、前のスライドを使ってご説明を差し上げますのであわせてご確認をお願いいたします。

本会議につきましては、平成26年11月より現在に至るまで4回開催をしておりますが、市では来年度、平成29年度より三田市地域公共交通網形成計画の策定を予定しております。計画策定の協議の場として法律に基づく協議会の設置の必要性が生じました。

この計画は、市全体の持続可能な地域公共交通のネットワークの再構築を図るための方針や、具体的な方策などを示す計画であります。計画の策定に当たりましては、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして協議する場として協議会を設置することとなります。

この会議、地域公共交通会議につきましては、道路運送法第9条、また道路運送法施行規則第9条の3に基づきまして、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項の協議、そして市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項の協議などが主な役割でございましたが、この役割を踏襲し、更に形成計画等の策定及び変更に関する協議、形成計画等の実施の協議及び連絡調整、計画に位置づけられた事業の実施に関することなどを役割に加えまして、三田市地域公共交通活性化協議会としていきたいと考えております。

移行の理由といたしましては、協議資料1に記載のとおり、根拠法令などは異なりますが地

域公共交通に関し協議する場であることと、委員の皆様の多くが重複することの2点にございます。資料には参考として協議会の設置要綱というのを掲載させていただいておりますが、詳しくはこの後開催される活性化協議会でご説明をさせていただきたいというふうに考えております。

委員の皆様におかれましては、会の名称が変更し、今後、幅広くご意見を頂戴する形となりますが、引き続き委員としてご協力いただきますよう、よろしく願いをいたします。

以上で三田市からの説明は終了させていただきます。

○会長 ご説明ありがとうございました。今の報告事項がございましたが、非常に事務的な話になるのかもしれませんが、これに関しましてご意見とかご質問があれば、名前をおっしゃっていただいて発言をお願いしたいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

地域公共交通会議というのを改めてもう一回確認すると、道路運送法上の会議ですね。それから、地域公共交通活性化協議会というのは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律というのがございまして、それに基づく協議会だということで、法律の根拠が違うという話です。法律の根拠が違うとやる仕事も少し変わってきまして、今まで地域公共交通会議はどちらかという、余り今までやってこなかったんですけど、三田市では。例えば、公共交通の運賃、料金、交通体系といいますか、どういうふうなものを認めてくかというふうなお話でしたし、有償運送をどうするかとか、そんな話だったんですが、今回それに加えて、やっぱり計画をつくっていかうということでございます。

それは、かねてからどうかというふうに三田市にはお伝えしてたわけですがけれども、本当に本腰を入れて覚悟をしていただいたというふうなことです。移行という形で、一応これは一旦終わりにして地域公共交通の活性化協議会のほうへ変えていくということでございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、とりたてて反対意見もないということでよろしいですかね。

それでは、地域公共交通会議というものがこの役割を、三田市地域公共交通活性化協議会のほうに移行するというのでよろしく願いいたします。皆様におかれましては引き続き参加をお願いしますということが事務局からも説明がありましたけれども、今後ともよろしく願いしたいと思います。

それでは、最後、その他ということで事務局より連絡事項等、お知らせください。

○事務局 はい。では、事務局のほうから連絡事項を申し上げます。

先ほどご報告させていただきましたとおり、次の年度、29年度から予定しております地域公共交通網形成計画の策定を踏まえまして、三田市地域公共交通活性化協議会の設置を行ってまいります。本会議終了後、引き続き、第1回の協議会を開催させていただきたいと思っておりますので、ただいまより15分の休憩後、再度お集まりいただきますようお願いいたします。

なお、座席配置が変更になります。会場内のお荷物等お手回り品は一旦お持ちになってご退出いただきますようお願いをいたします。

事務局からの連絡事項は以上です。

○会長 はい。それでは皆さん、どうも本当長い間、公共交通会議ございましたけどご苦労さまでございました。本日予定した議事はこれで終了でございますので、この後、協議会のほうに移りたいと思います。それでよろしく願いいたします。

じゃあ、以上をもちまして公共交通会議のほうは閉会とさせていただきますので、ありがとうございました。